

石巻市監査委員告示第1号

平成24年11月27日付け石巻市監査委員告示第7号で公表した健康部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成25年1月8日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成24年11月26日付け石監第15号で指摘及び意見があった監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>(1) 健康推進課</p> <p>【契約事務】</p> <p>健（検）診票作成・印字・封入委託業務契約において、契約書に2万円の収入印紙を貼付しなければならないにもかかわらず、400円の収入印紙しか貼付されていなかったため、適正に処理すること。</p> <p>また、今後は、印紙税法に基づき適正な収入印紙が貼付されたものを契約の相手方から収受すること。</p>	<p>収入印紙不足分の貼付手続きを行うとともに、今後、契約事務で指摘された印紙税法に基づく収入印紙の貼付については、尚一層適切な事務に努めます。</p>
<p>(2) 介護保険課</p> <p>【契約事務】</p> <p>石巻市「食」の自立支援事業業務委託契約書において、同一の契約内容で3者と契約を締結しているが、1者の契約書には4,000円の収入印紙が、もう1者の契約書には200円の収入印紙が、それぞれ貼付してあり、残りの1者の契約書には収入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>本委託業務は、食事の調理に困難をきたしている65歳以上の高齢者を対象と</p>	<p>収入印紙不足分の貼付手続きを行うとともに、今後、契約事務で指摘された印紙税法に基づく収入印紙の貼付については、適切な事務に努めます。</p> <p>また、契約書については、未記載の事項を追加するなどの必要な見直しを次年度から行います。</p>

して栄養バランスのとれた食事の宅配サービス業務を委託実施しようとするもので、市は1食当たり300円の委託料を宅配業者に支払う契約となっている。宅配業者が市と契約する場合は請負契約扱い（印紙税法別表第一に掲げる第2号文書）となり、この場合、単価契約であるため契約書に総額が記載できないことから印紙税は200円となる。

なお、営業者間で同様の契約を締結する場合は、継続的取引の基本となる契約書（印紙税法別表第一に掲げる第7号文書）に該当し、印紙税は4,000円となる（印紙税法施行令第26条第1号）。

加えて、契約書中、委託業務について実施状況報告書を期日まで提出させ検査する旨の規定がないなどの不備がみられ、他の契約書も含めて全般的に条文内容の統一性に欠けているので、契約規則に基づき記載しなければならない事項はもれなく記載すること。

なお、過誤納した印紙税は、当該契約書を所轄税務署に持参し、手続きを取れば還付が受けられるので、当該事業者はその旨連絡するなど指導すること。

また、印紙税の課税判断については、最終的に所轄の税務署が行うので、事業者には必ず所轄の税務署を確認するよう指導すること。

2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 補助金等の交付事務について（総務部財政課）</p> <p>健康部の助成金交付事務において、石巻市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）第 14 条に規定する事業実績報告書の提出、規則第 15 条に規定する額の確定がなされていないものが見受けられた。これは、同助成金が事業実績に基づき交付申請がなされる補助制度であることに起因するものと考えられる。</p> <p>補助金等は、特定の事業を行うものに対し、その事業の遂行を育成、助長、奨励するために交付することが一般的であり、それを想定して、規則は、交付申請、交付決定、実績報告、確定通知等一連の手続きを必要としていると考えられる。</p> <p>しかしながら、市町村における補助金等の交付は、住民生活に直結していることもあり、財政援助を目的とする補助金など性質上事務事業の完了後に補助申請がなされる場合があることも現実である。</p> <p>このような場合、各課では補助金等の交付申請を受けた後、交付決定に併せて額の確定を行うなど柔軟に対応しているところであるが、これは、むしろ規則が実務に合っていないと考えるべきものでもある。</p> <p>したがって、以上のように規則による一連の手続きを求めることが合理的でない場合は、要綱等で定めがある場合に限り実績報告書の提出があったものとみなし、交付決定に併せて額の確定を行うことができるよう規則の改正について検討されたい。</p>	<p>今回の意見を踏まえ、「補助事業等の実績に基づき精算額で交付する補助金」等の交付事務が、実態に即し、合理的及び効率的に運用が図られるよう、他自治体の例規等も参考にしながら、「石巻市補助金等の交付に関する規則」に実績報告の省略に関する規定を加えるなど、必要な改正を行います。</p>

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 出納員等の指定金融機関等への公金の納入について（会計課）</p> <p>現金取扱事務において、出納員又は分任出納員（以下「出納員等」という。）が現金を領収した場合は、出納員等が指定金融機関等へ払い込みすることになっているが、その際に使用する納付書は、財務会計システムから出力したもので、既に出納員等へ納入済である者を納入義務者とする納付書により払い込みしているケースが見受けられた。</p> <p>この場合、既に出納員等へ納入済である者との債権債務の関係は整理されているにもかかわらず、納入済の者に納入義務が生じているとの誤解を招く状況となっている。</p> <p>これはシステム上の問題であり、財務会計システムにより調定決議書を作成する際、システムに入力した納入義務者の氏名が、調定決議書と連動して作成される納入通知書と兼用の納付書においても相手方として印刷されることに起因している。</p> <p>したがって、出納員等が払い込みする納付書を財務会計システムにより作成する場合は、使用料を既に納めた納入者があたかもいまだ未払いのような誤解を与える表示にならないよう財務会計システムの改修を図る必要性がある。</p>	<p>現在の財務会計システムは、今年度から新たに使用しているものであり、本市の厳しい財政状況を考慮し、システムメーカーが構築したフォーマットを活用することとし、採用したものです。</p> <p>今回の意見にあるようにシステム上の問題ではあるものの、出納員等が取り扱う内部書類であっても、市民に誤解を与えるような表示とならないよう、財務会計システムの改修を図ります。</p>